

第 号

年 月 日

様

練馬区長

印

景観重要建造物等の管理に関する勧告書

あなたが所有または管理する景観重要建造物（樹木）は、

{ 管理が適当でないため滅失し、または毀損（枯死）するおそれがある }
{ 管理が練馬区景観条例に従って適切に行われていない }

と認められるため景観法 { 第26条 } の規定により、下記の措置をとることを勧告します。
{ 第34条 }

記

- 1 勧告の対象となる景観重要建造物等の名称（樹木については樹種）および指定番号
- 2 勧告の理由
- 3 必要な措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先